

## 大口町指定介護保険事業者等監査要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7、第115条の17及び第115条の27の規定に基づき、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業を行う指定事業者（以下「指定介護保険事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービスの内容、介護給付に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関して行う監査について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (監査方針)

第2条 監査は、指定介護保険事業者等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、第6条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又は介護報酬の請求等に関する事項について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。

### (監査対象等)

第3条 監査は、次に示す情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 国民健康保険団体連合会及び保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業所
- (5) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(6) 実地指導において確認した情報

(監査の実施)

第4条 監査は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町長は、原則として監査を実施する前に介護給付費請求書により書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、介護給付等を受けた要介護者及び要支援者等（以下「要介護者等」という。）に対する調査を行うものとする。

(2) 町長は、監査を行う指定介護保険事業者等（以下「監査対象サービス事業者等」という。）を決定したときは、あらかじめ当該者に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、大口町指定介護保険事業者等指導要綱第8条第2項及び第9条第2項の場合については、この限りでない。

ア 監査の根拠規定

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

(3) 町長は、監査に当たっては、監査対象サービス事業者等の代表者又は開設者及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求めるものとする。

(監査結果の通知等)

第5条 町長は、監査の結果に基づき、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日速やかに文書によってその旨を通知するものとする。

2 町長は、監査対象サービス事業者等に対し、文書で通知した事項について、報告書の提出を求めるものとする。

(監査後の行政上の措置)

第6条 町長は、監査の結果に基づき、指定基準違反等が認められた場合、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28に定める次の行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

ア 町長は、監査対象サービス事業者等に対し、改善勧告通知書（様式第1）により遵守すべき事項を、期限を定めて勧告することができるものとする。

なお、これに従わないときはその旨を公表することができるものとする。

イ 勧告を受けた監査対象サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア 監査対象サービス事業者等が正当な理由がなく、前号イに規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、町長は当該事業者に対し、改善命令通知書（様式第2）により期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるものとする。なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

イ 命令を受けた監査対象サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

（指定の取消し等）

第7条 町長は、指定基準違反等の内容等が法第78条の10、第84条、第115条の19及び第115条の29の規定に該当すると判断した場合は、必要に応じて当該指定介護保険事業者等に係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができるものとする。

（聴聞等）

第8条 町長は、監査対象サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消し処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消し処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しないものとする。

（監査後の経済上の措置）

第9条 町長は、監査の結果、介護給付費等サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には国民健康保険団体連合会に連絡し、監査対象サービス事業者等に支払うべき介護報酬からこれを控除させるよう必要な措置を行うものとする。ただし、町長が、これにより難いと認めたときは、直接当該サービス事業者等に返還を求める必要な措置を行うものとする。

2 町長は、返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象サービス事業者等に対して、当該自己負担額を要介護者等に返還するように指導し、当該要介護者等あてにその旨通知するものとする。

3 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、原則として5年とする。

(情報の提供)

第10条 町長は、監査対象サービス事業者等に係る監査の内容及び結果について必要があると認めるときは、愛知県知事、関係する保険者又は当該指定介護保険事業者等を指定している他の市町村長へ、その情報を提供するものとする。

(監査台帳の作成等)

第11条 町長は、指定介護保険事業者等監査台帳を作成し、監査の内容及び結果等を記録及び保存するものとする。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (平成25年3月27日 大口町告示第48号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日 大口町告示第22号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、様式第2の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日 大口町告示第43号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

第 号  
年 月 日

（事業所名）

（代表者 職・氏名） 様

大口町長

印

改善勧告通知書

年 月 日に実施した監査（立入検査）の結果、改善を要する事項があると認められましたので、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第 条 項に基づき下記のとおり改善勧告をいたします。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかったときは法第 条第 項の規定に基づきその旨を公表し、又は正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは法第 条第 項の規定に基づき期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。

記

1 事業所名

2 勧告理由

省令を遵守していないと認めた事項は次のとおりです。

(1)

(2)

3 勧告事項

上記2について、次のとおり改善を勧告します。

(1)

（根拠「 」( 年厚生省令第 号)第 条第 項)

(2)

（根拠「 」( 年厚生省令第 号)第 条第 項)

4 改善期限 年 月 日

5 改善報告書の提出

- (1) 勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付してください。
- (2) 改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。
- (3) 改善状況を確認するためには、場合によっては、事業所を訪問すること等があります。

様式第2（第6条関係）

第 号  
年 月 日

（事業所名）

（代表者 職・氏名） 様

大口町長

印

改善命令通知書

年 月 日付 第 号で勧告をしたところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められましたので、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第 条 項の規定に基づき下記のとおり改善を命じるとともに、法第 条第 項の規定に基づき、当該改善命令について公示いたします。つきましては、期限までに速やかに改善のうえ、その改善状況については 年 月 日までに命令事項改善報告書により報告してください。

なお、この命令に係る期限までに、措置がとられない場合は、法第 条 項の規定に基づき指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を行うことがあります。

記

1 事業所名

2 命令事項

(1)

（根拠「 」( 年厚生省令第 号)第 条第 項)

3 改善期限 年 月 日

4 教示

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。